

答申行政第65号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）において開示しないこととした部分のうち、別紙2に掲げるものについては、開示することが適当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成27年11月13日付けで、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年岡山県条例第1号）第6条の規定による改正前の岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「岡山県〇〇県民局地域政策部環境課が平成27年11月12日付けで株式会社〇〇〇〇〇〇に回答した事務連絡文書において、その内容に関して存在するメモ等を含む一切の公文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、別紙1に掲げる公文書を特定した上で、そのうちの一部に、条例第7条第2号及び第3号に該当する非開示情報が含まれていることから、当該情報を非開示とする本件処分を行い、平成27年12月4日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成27年12月15日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成28年1月5日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（平成28年4月1日以降は岡山県行政不服等審査会をいい、以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分の開示しない部分の変更決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している異議申立て

の理由は、おおむね次のとおりである。

今回、開示を請求した文書において、条例第7条第2号及び第3号に該当するとの判断から、ほとんど黒消しであり、事案の概要、表題、日にち、開催場所及び内容本文が全て開示されていない。よって、当方が請求した文書・書類かどうかの判断ができない。

開示請求対象であると特定した公文書は、特定の法人に関する報告書及び指導文書とあるが、一般的には開示請求の公文書は特定される対象ばかりであり、その中で個人情報に関してどこまで開示できるかである。

条例第3条第2項のいう「実施機関は、この条例に定める公文書の開示のほか、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。」とのことでもあり、大半の該当する文書・本文・議事進行内容等を一字残すことなく開示しないのは同条例に違反していると思慮される。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

開示請求対象であると判断した公文書のうち、個人情報に関する部分（個人が所属する法人の名称、部署、役職、氏名、住所、電話番号及び押印部分）は、条例第7条第2号に該当するため、非開示とした。

また、開示請求対象であると特定した公文書は、特定の法人に関する報告書、指導文書及びそれらに関連する文書であり、当該法人やその事業活動に関する情報及びそれらを類推することができる情報が多く含まれている。

特に、当該特定した公文書に記載された事業については、その事業自体が公にされているものではないため、当該事業、当該事業に対する県からの指導内容又は県と関係者との協議内容が公開されることは、事業者及びその関係者に対する妨害行為やその指導又は協議内容を不当に利用した妨害行為等が発生することが想定される。

これらのことから、当該事業の存在が分かる情報、当該事業に対する事業者への県からの指導内容が分かる情報及び県と関係者との協議内容で当該事業に関する情報については、事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、条例第7条第3号に該当するため、非開示とした。

異議申立人の主張は大きく二点あると考えており、一点目は非開示部分が多すぎて開示請求した文書・書類かどうかの判断ができないこと、二点目は今回の一部開示決定は条例の趣旨に反するのではないかというものである。この二点についての意見は次のとおりである。

まず、一点目の、開示請求した文書・書類かどうか判断できないという点についてであるが、開示請求対象と判断した公文書についての非開示部分の決定については条例の趣旨及び目的を考慮し慎重に判断しており、その結果として一部開示決定を行っているものである。

二点目の、条例の趣旨に反するのではないかという点についてであるが、非開示

部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められる部分については、条例の規定に基づき非開示としているものであり、条例の趣旨及び目的を十分に考慮した上で決定しており、趣旨に反するものではないと考えている。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、別紙1に掲げる公文書である。

なお、異議申立人は、一部開示決定された本件対象公文書が、ほとんど黒消しであり、請求した文書かどうか判断できないと主張していることから、審査会において本件対象公文書を見分したところ、異議申立人の請求内容に即した公文書の特定がされていると認められた。

2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項について

(1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非開示情報から除くと定めている。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が独立行政法人等の職員、公安委員会規則で定める職にある警察職員、地方独立行政法人の職員及び土地開発公社の職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」とい

う。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非開示情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非開示情報から除くと定めている。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公にすることが公益上必要であると認められるもの

3 非開示とした情報の条例該当性について

実施機関が非開示とした情報が、上記2で示した、条例で定める非開示情報に該当するか否かについて、具体的に検討する。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）の該当性について

本件対象公文書のうち条例第7条第2号に該当することを理由として非開示とした部分は、氏名、所属、部署、役職、個人の住所、個人の電話番号、個人の印影及び名刺の写しである。当該部分については、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第7条第2号本文に該当し、また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）の該当性について

本件対象公文書のうち条例第7条第3号に該当することを理由として非開示とした部分は、事業者名及び当該事業者が行う事業並びに当該事業に対する実施機関からの指導及び実施機関と関係者との協議の内容に関する情報である。

審査会で見分したところ、本件対象公文書に記載された事業は、公にされていないものであり、当該事業の内容、社会との関係等を勘案すると、別紙2で掲げる部分を除き、公にすることにより当該事業の内容が明らかになり、又は推測されることとなり、当該事業者又は関係者に対し事業の遂行を妨げる行為がなされることが想定されるなど、当該事業の運営に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報を公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるので、条例第7条第3号本文に該当し、また、その内容から同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

他方、実施機関が開示した〇〇〇〇町議会の会議録は、何人も閲覧することができる情報であることから、当該会議録に記載され、公となっている情報については、開示することにより、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとは認められず、開示すべきである。また、復命書中の非開示とした部分のうち個人の氏名及び役職並びに当該事業者が行う事業活動情報に該当する部分を除いた部分は、当該事業者が行う事業活動に関する内容のものではなく、法人等

の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとは認められないので、開示すべきである。

4 条例第3条第2項（実施機関の責務）について

異議申立人は、条例第3条第2項で「実施機関は、この条例に定める公文書の開示のほか、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。」とあるにもかかわらず、「大半の該当する文書・本文・議事進行内容等を一字残すことなく開示しないのは同条例に反している」と主張しているので、非開示とした部分の範囲について検討する。

条例第8条第1項において「開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」とされている。

審査会で見分したところ、本件対象公文書のうち、非開示とした部分は、上記3（1）及び（2）で述べたように、審査会が開示すべきとしたものを除き、それぞれが一体的な情報として条例第7条第2号に規定する個人情報及び同条第3号に規定する事業活動情報に該当すると認められる。この「一体的な情報」とは、一つのまとまりとして非開示事由たる「おそれ」等を生じさせる原因となる情報の範囲をいうものであり、これを語句のレベルに細分化して非開示情報に該当する部分と非開示情報に該当しない部分に分けることが、条例第8条第1項で求められているわけではない。

したがって、審査会が開示すべきとしたものを除き、実施機関が非開示とした部分については、条例の趣旨に則ったものであり、妥当であると認められる。

5 結論

以上により、実施機関が本件処分において開示しないこととした部分のうち、別紙2において、審査会が開示すべきと判断した部分については、開示すべきであるが、その余の決定は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 1 月 5 日	実施機関から諮問を受けた。
平成28年 1 月 15 日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。

平成28年 1 月 27日	異議申立人から意見書が提出された。
平成28年 2 月 17日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成28年 3 月 11日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成28年 4 月 25日 (審査会第3回目)	異議申立人の意見陳述の聴取を行った。
平成28年 5 月 23日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成28年 6 月 20日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成28年 7 月 22日 (審査会第6回目)	事案の審議を行った。
平成28年 8 月 25日	実施機関に対し答申を行った。

- ※ 平成28年3月31日までは岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会で審議
平成28年4月1日からは岡山県行政不服等審査会で審議
平成28年5月以降は岡山県行政不服等審査会第一部会において審議

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職名	備考
会長 中村 誠	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 桑島 幹雄	弁護士	
井田 千津子	弁護士	
岩藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	
武井 祐子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏名	職名	備考
会長 中村 誠	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 桑島 幹雄	弁護士	
井田 千津子	弁護士	第一部会委員
岩藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員
武井 祐子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	第一部会委員
豊田 ひとみ	日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
南川 和宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	

請求のあった公文書		
H23.5.17	環境関係事務処理票	
H23.5.27	FAX送信票	
		証明願
		証明願に対する回答について
H23.5.30	産業廃棄物に関する情報	
		意見書
		地図
H23.6.8	産業廃棄物に関する情報	
H23.6.16	23年6月定例・〇〇〇〇町議会質疑	
H23.6.16	廃棄物関係事務処理票	
		〇〇〇〇町6月定例議会議事録
H23.7	〇〇〇〇議会だよりVOL.26 P8	
H23.7.13	環境関係事務処理票	
H23.7.29	環境関係事務処理票	
H23.9.30	産業廃棄物に関する情報	
H23.10.6	起案	起案書
		回答(写)
		回答(案)
		御通知
H23.10.20	回答書(写)	
H23.12.22	回答書	
H24.2.21	産業廃棄物に関する情報	
H24.2.27	産業廃棄物に関する情報	
H24.3.22	起案	起案書
		写し
		案
H24.4.13	環境関係報告書	
H24.5.23	環境関係報告書	
H24.6.7	環境関係報告書	
H24.6.14	環境関係報告書	
H24.6.27	環境関係報告書	
H25.6.26	補正についての結果回答書	
H25.7.1	環境関係報告書	
H25.7.25	起案	起案書
		案
H25.8.19	環境関係報告書	
		平成25年8月12日付け事務連絡の写し
H26.2.4	環境関係報告書	
		別添書類
H26.7.4	廃棄物関係事務処理票	
H26.9.2	廃棄物関係事務処理票	
		別添書類
		平成26年8月26日付け文書
		平成26年7月1日付け報告書
		平成26年8月19日付け回答書
		平成26年7月15日付け依頼書
H26.9.3	環境関係報告書	
		添付書類2枚
H26.11.5	廃棄物関係事務処理票	
H27.2.6	廃棄物関係事務処理票	
		平成27年2月3日付け文書
		平成27年2月2日付け文書
H27.4.3	廃棄物関係事務処理票	
		平成27年4月3日付け文書
		平成27年4月1日付け文書
		(お願い)
		平成27年2月2日付け文書
H27.4.6	廃棄物関係事務処理票	
H27.7.3	協議について	
H27.8.1	復命書	
H27.8.18	廃棄物関係事務処理票	
H27.8.20	起案	起案書
		案
		写
H27.11.12	起案	起案書
		案
		写

請求のあった公文書		開示すべき部分
H23.5.27	FAX送信票	「MEMO」中の2行目17文字目から27文字目まで。
	証明願に対する回答について	記として記載された部分
H23.5.30	産業廃棄物に関する情報	「産業廃棄物に関する情報」中の1行目20文字目から33文字目まで。
	意見書	意見書提出団体名
H27.8.1	復命書	「5 概要」の「(2) 議事進行概要」中の氏名及び役職を除く部分 「5 概要」の「(3) 結論」中の1行目20文字目から35文字目まで。